

岐阜市行政第76号  
平成16年9月24日

岐阜市長 細江茂光 様

岐阜市情報公開・  
個人情報保護審査会  
会長 榊原秀訓

公文書公開請求に対する一部非公開処分に関する不服申立てについて（答申）

平成16年3月26日付け岐阜市基調第182号で諮問のあった岐阜市長が行った一部非公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政管理部行政室法規グループ

## 答 申

### 第1 当審査会の結論

岐阜市長（以下「実施機関」という。）が地積測量図（以下「本件公文書」という。）のうち座標値、座標距離、地積、縮尺及び測点の写真に関する情報（以下「本件情報」という。）を非公開とした一部非公開処分は、妥当である。

### 第2 不服申立人の主張の要旨

#### 1 不服申立ての趣旨

平成16年2月2日付け岐阜市基総第148号で実施機関が行った本件公文書に係る一部非公開処分のうち本件公文書の作成者に係る情報を除く部分について非公開とした処分は、取り消すべきである。

#### 2 不服申立ての理由の要旨

不服申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件公文書は、公開を前提に申請地と公共用地との境界を確定し、関係土地所有者の承諾を得ることを目的として作成されるものであるはずであり、不服申立人の息子以外の関係土地所有者全員には公開されている。
- (2) 市のマニュアルでは、境界確認に当たっては、申請地土地所有者、公共用地と同じ点で接する両隣の地権者及び公共用地の幅を確保した際に影響する対面の土地所有者の立会により協議すること、また、関係土地所有者全員の承諾により確定することとなっているはずであるが、市担当者が道路幅員が不明との理由で、不服申立人側には全く協議もないまま、不服申立人の息子を立ち会わせることなく、隣地の所有者の立会いのみで境界確定がなされてしまった。この結果、不服申立人の息子の土地は道路幅員の確保されない市場価値の低い土地になってしまうことになり、その財産の保護のために本件公文書の公開が必要である。
- (3) 不服申立人の息子の所有地は、元々は市の公共事業の交換用地として、不服申立人が取得した土地であり、その境界に関しては、前所有者である市の責任において明示すべきである。
- (4) (1)から(3)までの状況からすれば、情報公開制度を利用せずとも、不服申立人は本件公文書に係る直接の利害関係人として、当該公文書の閲覧等を受け得る立場にある。
- (5) 本件情報は、岐阜市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第2号ただし書ア及びイの規定に該当し、公開することが必要であり、市の行った本件処分は、条例の趣旨に反するものである。

### 第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件公文書に記載されている座標値、座標距離、地積及び縮尺の情報は、公開することにより、対象地の位置や、隣地との境界、実測の地積等の情報が分かるものである。また、測点の写真には、先に述べた基準となる点その他対象地の現況が分かる各ポイントが撮影されており、当該写真に撮影されている内容から、その実際の位置を確定することができ、対象地の位置、範囲等が判明することとなるものである。
- (2) 本件情報は、登記簿等一般に閲覧を認められている書類において特定することができる土地の所有者に関する情報と合わせ、当該所有者の所有する土地に関する情報が分かる情報であり、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るものに該当する。
- (3) 本件情報は、対象地の所有者の所有する土地の位置、実測による地積等の状況を示すもので、当該所有者の財産の内容が判明し得るものである。本件情報は、登記簿等一般に閲覧をすることができる図書に記載されている情報ではなく、当該所有者本人及びその関係者以外の者が通常知り得るものではない。
- (4) よって、本件情報は、条例第6条第1項第2号に規定する個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたいと認められるものに該当するため非公開としたものである。

#### 第4 当審査会の判断

##### 1 本件公文書の性質

本市において、市道とこれに接する土地の官民境界の確認は、市道に接する土地の所有者が必要と認めるときに、その申請に基づいて実施しているものであるが、本件公文書は、対象となる土地（以下「対象地」という。）の所有者が官民境界確認を申請するに当たり、当該所有者の代理人である土地家屋調査士が作成した地積測量図で、公共用地（道路・水路）との境界確認承諾書とともに、官民境界確認申請書に添付して、実施機関に提出され、実施機関において保有しているものであり、条例第2条第1号の公文書に該当する。

##### 2 条例第6条第1項第2号本文該当性について

本規定に該当するためには、本件情報が「個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」でなければならない。

本件公文書に記載されている座標値、座標距離、地積及び縮尺の情報は、公開することにより、対象地の位置や、隣地との境界、実測の地積等の情報が分かるものである。また、測点の写真は、対象地の現況が分かる各ポイントが撮影されており、当該写真に撮影されている内容は、本件公文書に記載されている他の情報と密接に関連していることから、これらの情報と一体として判断すべきものと認めることができる。

実施機関が陳述しているように、本件情報は、登記簿等一般に閲覧を認められ

ている書類において特定することができる土地の所有者に関する情報と合わせ、当該所有者の所有する土地に関する情報が分かるものであり、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するものであることが認められる。

また、本件情報は、対象地の所有者の所有する土地の実測による地積等の状況を示すもので、当該所有者の財産の内容が判明し得るものであり、通常他人に知られたいと認められる情報であると解される。

よって、本件情報は、条例第6条第1項第2号本文の規定に該当する。

### 3 条例第6条第1項第2号アの該当性について

本規定に該当するためには、本件情報が「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」でなければならない。

不服申立人は、本件公文書は、公開を前提に申請地と公共用地との境界を確定し、関係土地所有者の承諾を得ることを目的として作成されるものであるはずであり、不服申立人の息子以外の関係土地所有者全員には公開されていると陳述しており、一般に境界立会をした利害関係人には、事実上の慣行として公にされている旨を主張しているものと認められる。

しかし、実施機関の陳述によれば、境界立会の際、立会いをした利害関係人に対しても、現地においてポイントを示して説明をするが、実際に図面を示しながら行うわけではなく、対象地の所有者以外の者から地積測量図の閲覧の請求があったとしても、当該所有者以外に閲覧を認めることはないとのことである。また、不服申立人からは、他に関係土地所有者に本件公文書が公開されていることを裏付ける具体的な主張や証拠となる資料の提出はされていない。これらの状況を勘案すると、不服申立人の主張は、憶測に基づくものと言わざるを得ない。

よって、本件情報は、一般的に対象地の所有者以外の者に対して公開をされているものではなく、また、対象地の境界の立会いをした利害関係人であっても、閲覧が認められているものではなく、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえない。

以上により、本件情報は、条例第6条第1項第2号アの規定に該当しないと認められる。

### 4 公開条例第6条第1項第2号イの該当性について

本規定に該当するためには、本件情報が「人の生命、健康、財産又は環境を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」でなければならない。

本規定の趣旨は、個人情報であっても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、財産等の保護の必要性が上回る場合には、当該個人情報を開示する必要性と正当性が認められることから、当該情報を公開しなければならないとするものである。

不服申立人は、市担当者が道路幅員が不明との理由で、不服申立人側には全く協議もないまま、不服申立人の息子を立ち合わせることなく、隣地の所有者の立

会のみで境界確定を行ったことにより、結果として、不服申立人の息子の土地は道路幅員の確保されない市場価値の低い土地となってしまうと陳述し、その財産的価値を保護するためにも公開が必要である旨主張していると認められる。

しかし、道路の幅員や市道との境界の決定は、不服申立人の息子と市の間において境界確認の手續によりなされるものであって、本件情報を公開することにより判明するのは、市道と対象地の境界線の位置や対象地の実測の地積等の情報にとどまり、本件情報を公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、その財産の保護の必要性が上回るとは認められない。

以上により、本件情報は、条例第6条第1項第2号イの規定に該当しないと認められる。

## 5 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

## 第5 審査会の審査経過等

平成16年	1月20日	公文書公開請求
	2月2日	実施機関の一部非公開処分決定
	3月15日	不服申立て
	同月26日	諮問
	4月5日	実施機関に一部非公開処分に係る陳述書の提出依頼 通知
	同月13日	同陳述書提出
	5月10日	同陳述書の写しを審査会委員及び不服申立人に送付
	6月3日	審査会開催。不服申立人から意見聴取
	7月1日	審査会開催。実施機関から意見聴取
	同月27日	審査会開催
	9月7日	審査会開催
	同月24日	答申